

令和4年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会（書面開催） 意見集約表

No.	意見内容	事務局の回答
1	令和5年度国保市町村標準保険料率の算定結果について	
	前年度より約5.3%の増になっており、今後も増加傾向であるとのこと、特定健診・特定保健指導の実施率の向上を促進、健康づくり・医療費の適正化の取組をしていただき、被保険者の負担軽減につなげていっていただくのが課題であると思います。	1人当たり医療費を削減するため、病気の早期発見につなげる特定健診や特定保健指導等の受診率を向上させるとともに、被保険者の健康づくりをより効果的なものとする各種保健事業の取組について、これからも引き続き力を入れて実施してまいります。
	1人当たり医療費の増による保険料率のアップは仕方ないが、国や大阪府において保険料抑制財源の必要性が重点となってくるのではないかと。	国に対しては被保険者の負担軽減に繋がるような財政支援について引き続き大阪府や市長会を通じ要望を続けていくとともに、大阪府及び府内市町村で構成される広域化調整会議等においても保険料抑制のための方策について議論を進めていくこととなっております。
2	令和5年度摂津市国民健康保険料等について	
	令和6年度には府内統一保険料とすることについて、被保険者に対し、今年度の保険料設定と同時に周知されたい。	令和5年度には令和6年度からの大阪府国民健康保険運営方針の見直しが予定されていますが、現行の運営方針を踏まえ市ホームページ等での効果的な周知に努めてまいります。
	令和3年度の特定保健指導の受診者数減少の理由は何か。	被保険者数の減少のほか、令和3年度内での指導完了者が少なかったことによるものであると考えられます。
	5年度の改定が、市が関与できる最後の機会であり、保険料への段階を緩やかにするために今回の改定を行ったということで、6年度府内統一保険料からは関与できないのでしょうか。	現行の大阪府国民健康保険運営方針においては、平成30年度から国民健康保険の都道府県化により既に統一化がなされており、平成30年度から令和5年度までの激変緩和措置期間である6年間についてはあくまでも経過措置期間という位置付けになっています。したがって、当該経過措置期間の終了とともに府内統一保険料に移行するため、市の裁量は働かず、保険料に対する関与もできないこととなります。
	令和6年度の統一保険料率に向け、激変緩和措置をとりながらの保険料率の改定は、一定の評価をします。	現行の大阪府国民健康保険運営方針においては、平成30年度から国民健康保険の都道府県化により既に統一化がなされており、保険料を含めた一部の項目は、令和5年度までが激変緩和措置期間・経過措置期間という位置付けになっています。既に統一保険料率に移行済みの自治体もございますが、本市におきましては、被保険者の急激な負担増にならないよう最大限緩和させながら統一保険料率への移行を進めてまいりました。令和6年度からの府内統一基準への移行に向け、改めて被保険者への周知に努めてまいります。

令和4年度第2回摂津市国民健康保険運営協議会（書面開催） 意見集約表

No.	意見内容	事務局の回答
3	令和5年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）について	
	<p>歳出の総務費が大幅に増加している具体的理由について教えてほしい。</p> <p>繰入金と総務費の主な増減理由「人件費・事務費の増のため」について。ともに11%程度増となった具体的内容をお示し願いたい。また、今後、削減に向けた考え方（方針）をお聞かせください。</p>	<p>人件費については、様々な制度改正に対応するため、人員を1名増員することによる人件費の増加が主な要因となっています。事務費については、昨今の物価高騰に伴い印刷製本費や保険証更新業務委託料等が増加していることが主な要因となっています。削減については引き続き業務の効率化を図りながら経費の圧縮に努めてまいります。</p>
	<p>特定健診について。対象年齢の幅が広いこと、また未受診者についても持病等で普段、医療にかかる機会があり健診の必要を強く感じていない人もいれば、特定健診について良く理解できていない人もおり、多様であることから、受診率向上の取組も難しいと思いますが、疾病の予防、早期発見のために工夫を継続して行ってください。</p>	<p>特定健診の受診率を向上させるに当たり、特定健診未受診者に対する効果的なアプローチの仕方・方法については検討課題であると認識しています。今後も特定健診未受診者対策事業を委託している事業者や保健センター、庁内の関係機関と連携・協力しながら被保険者の健康づくりの取組を進めてまいります。</p>
	<p>4年度はコロナ減免に係る支援がありました。今後も医療費の動向に注意が必要であると思われる。</p>	<p>国が策定した基準によるコロナ減免につきましては、令和5年度も引き続きの財政支援を要望しているところです。また、高齢化の進展はもとより、医療の高度化や高額薬剤・医薬品の保険適用に伴い、1人当たり医療費は年々増加傾向にあります。今後も各種保健事業や医療費適正化の取組を進めながら、医療費の動向について注視してまいります。</p>